

首都圏における県産品販路拡大事業業務 企画提案コンペ募集要項

1 趣 旨

首都圏における県産品の認知度向上と販路拡大を促進するため、一般消費者向けに首都圏での販売イベントを行う。併せて、バイヤー向けの訴求力強化を図るため、バイヤー目線での商品改良や商品開発に資する研修会や個別コンサルティングを実施するとともに、商談会へ出展し、バイヤーとのマッチングを支援する「首都圏における県産品販路拡大事業業務」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するため、企画提案を募集する。

2 事業概要

- (1) 委託業務名 首都圏における県産品販路拡大事業業務
- (2) 実施主体 兵庫県(以下、「県」という。)
- (3) 委託金額 金 10,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 事業期間 契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
ただし、繰越予算が議決された後、令和 9 年 2 月 28 日に変更予定
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

3 実施スケジュール

企画提案コンペ実施公告	令和 8 年 3 月 9 日（月）
質問受付期限	令和 8 年 3 月 16 日（月）17 時
参加意思連絡期限	令和 8 年 3 月 16 日（月）17 時
応募図書提出期限	令和 8 年 3 月 23 日（月）17 時
提案審査（書面審査）	令和 8 年 3 月下旬

4 応募資格

業務を委託するための企画提案コンペ（以下、「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこととする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる機能及び能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県との打合せや問い合わせに適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

- イ 5(3)に掲げる書類（以下、「応募図書」という。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 兵庫県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

5 応募手続き

(1) 受付期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月23日（月）17時必着
ただし、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで

(2) 提出方法

事務局宛に持参、郵送（書留）または電子メールとする。

※ 本コンペに参加意思がある場合は、3月16日（月）17時までに電子メールにより事務局まで連絡のこと（ただし、メールのタイトルに「【応募参加】「首都圏における県産品販路拡大事業業務」と明記すること）。

(3) 提出書類及び提出部数

下記の書類（応募図書）を提出すること。

提出書類	様式	部数※1
企画提案応募申請書	様式1	8部
資格調書	様式2	8部
業務提案書		8部
業務実施体制	様式3	8部
誓約書	様式4	1部
見積書及び経費内訳	任意様式	8部
会社概要が分かるパンフレット等	—	1部
納税証明書（提出の日において発行から3か月以内のもの）※2 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書（納税証明書(3)） ※ 本県での課税実績がない場合、納税証明書の添付に代えて誓約書を提出すること。	—	1部
共同企業体結成協定書または届出書 ※ 複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）による応募の場合	任意様式	1部

※1 持参または郵送（書留）による提出の場合

※2 メールによる提出の場合、納税証明書は写しの提出でかまわないが、契約締結時に原本の提出を求める

(4) 注意事項

- ① 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には理由の如何を問わず返却しない。
- ② 提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。
- ③ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

6 募集要項の内容に関する質問及び回答

- (1) 受付期間
令和8年3月9日(月)～令和8年3月16日(月)17時まで
- (2) 提出方法
質問票(任意様式)を電子メールにより事務局へ提出。
なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 質問に対する回答
質問への回答は、原則参加申込者全員へ連絡する。
- (4) その他
 - ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
 - ② 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ③ 電子メールのタイトルに「【質問】首都圏における県産品販路拡大事業業務」と明記すること。

7 審査

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- (1) 審査の方法
応募のあった提案事業は、書面審査により、以下に掲げる内容について総合的に評価し、選定する。
 - ① 提案内容について
 - ② 事業遂行にあたっての創意工夫
 - ③ 事業実施に関連する実績
 - ④ 業務遂行の体制 等
- (2) 審査の結果の連絡
審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。
- (3) 審査対象からの除外(失格事由)
 - ① 「4 応募資格」に該当しない場合
 - ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

8 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す。

9 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は事務局で行う。
- (2) 契約条項は、事務局において示す。
- (3) 委託契約の締結にあたっては、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要であるが、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除することとする。

10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、県は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

12 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下、「受託者」という）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 受託者は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (4) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、受託者が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後 5 年間保存すること。
- (6) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員及び会計検査院の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (7) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (8) 受託者は、県が認めた場合に限り、別途誓約書等を提出のうえ、業務の一

部を再委託することができる。

13 事務局【応募図書提出先】

兵庫県産業労働部観光局観光振興課観光企画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3871（直通）ファックス 078-362-4275

電子メール kankoushi nkou@pref.hyogo.lg.jp